

四日市市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月23日

四日市市長 田中俊行

四日市市規則第31号

四日市市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

第1条 四日市市建築基準法施行細則（昭和53年四日市市規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(確認申請書に添付する図書)</p> <p>第2条 法第6条第1項（法第87条第1項、法第87条の2並びに法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認の申請書の正本及び副本には、省令の規定に定めるもののほか、次の各号に掲げる図書を添えなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) <u>法第86条の7（法第87条第4項において準用する場合を含む。）</u>又は<u>特工条例第3条ただし書、第4条ただし書、第5条ただし書若しくは第6条ただし書</u>に規定する既存の建築物に対する制限の緩和に係る確認の申請の場合にあっては、基準時調書（第3号様式）</p> <p>(5)から(7)まで (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 前3項の規定は、法第18条第2項（法第87条第1項、法第87条の2</p>	<p>(確認申請書に添付する図書)</p> <p>第2条 法第6条第1項（法第87条第1項、法第87条の2並びに法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認の申請書の正本及び副本には、省令の規定に定めるもののほか、次の各号に掲げる図書を添えなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) <u>法第51条ただし書若しくは法第86条の7第1項又は特工条例第3条ただし書、第4条ただし書、第5条ただし書若しくは第6条ただし書</u>に規定する既存の建築物に対する制限の緩和に係る確認の申請の場合にあっては、基準時調書（第3号様式）</p> <p>(5)から(7)まで (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 前3項の規定は、法第18条第2項（法第87条第1項、法第87条の2</p>

又は法第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。第 14 条第 2 項において同じ。) の規定による通知について準用する。

(開発区域内等の位置の指定を受けた道路の変更又は廃止)

第 9 条の 3 都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 29 条若しくは同法第 35 条の 2 の開発許可を受けた開発区域内若しくは同法第 65 条第 1 項の規定が適用される都市計画事業の事業地内、都市再開発法 (昭和 44 年法律第 38 号) による市街地再開発事業の施行地区内又は土地区画整理法 (昭和 29 年法律第 119 号) による土地区画整理事業の施行地区内の開発行為若しくは事業の工事が着手された部分に存在する法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による位置の指定を受けた道路の変更又は廃止については、法第 43 条の規定に抵触する敷地を生ずる場合を除き、当該工事の着手をもって前条第 1 項に規定する申請及び承認並びに同条第 2 項に規定する通知がなされたものとみなす。

2 道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) による路線の指定又は認定に係る道路の区域の部分に存在する法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による位置の指定を受けた道路の変更又は廃止については、法第 43 条の規定に抵触する敷地

又は法第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。) の規定による通知について準用する。

(開発区域内等の位置の指定を受けた道路の変更又は廃止)

第 9 条の 3 都市計画法第 29 条若しくは同法第 35 条の 2 の開発許可を受けた開発区域内若しくは同法第 65 条第 1 項の規定が適用される都市計画事業の事業地内、都市再開発法 (昭和 44 年法律第 38 号) による市街地再開発事業の施行地区内又は土地区画整理法 (昭和 29 年法律第 119 号) による土地区画整理事業の施行地区内の開発行為若しくは事業の工事が着手された部分に存在する法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による位置の指定を受けた道路の変更又は廃止については、法第 43 条の規定に抵触する敷地を生ずる場合を除き、当該工事の着手をもって前条第 1 項に規定する申請及び承認並びに同条第 2 項に規定する通知がなされたものとみなす。

を生ずる場合を除き、当該路線の指定又は認定をもって前条第1項に規定する申請及び承認並びに同条第2項に規定する通知がなされたものとみなす。

(申請書の記載事項の変更)

第13条 建築主、設置者又は築造主(以下「建築主等」という。)は、法第6条第4項又は法第18条第3項(これらの規定を法第87条第1項、法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。第14条の2及び第15条第4項において同じ。)の規定による確認済証の交付を受けた建築物、昇降機又は工作物(以下「建築物等」という。)の工事が完了する前に、建築主等又は代理人、工事監理者若しくは工事施工者の住所又は氏名若しくは名称等を変更したときは、その旨を申請書記載事項変更届(第8号様式(その1)ただし、^し尿尿浄化槽に係る変更の場合にあっては、浄化槽に係る建築確認申請計画変更届出書(第8号様式(その2)))により建築主事に届け出なければならない。

2 法の規定による許可又は認定(以下「許可等」という。)を受けた建築物の建築主又は工作物の築造主は、建築主若しくは築造主又は代理人の住所又は氏名若しくは名称等を変更したときは、その旨を許可等申請書記載事項変

(申請書の記載事項の変更)

第13条 建築主又は築造主は、法第6条第1項の規定による確認を受けた建築物又は工作物の工事が完了する前に、建築主又は築造主(それぞれ代理人、工事監理者及び工事施工者を含む。)の住所又は氏名若しくは名称等を変更したときは、その旨を申請書記載事項変更届(第8号様式(その1)ただし、^し尿尿浄化槽に係る変更の場合にあっては、浄化槽に係る建築確認申請計画変更届出書(第8号様式(その2)))により建築主事に届け出なければならない。

更届（第8号様式（その3））により
市長又は建築主事（法第7条第1項第
2号による仮使用認定に限る。）に届
け出なければならない。

（申請の取下げの届出）

第14条 確認又は許可等の申請をした
者が、その申請を取り下げようとする
ときは、申請先である建築主事又は市
長に取下届（第9号様式）を提出しな
ければならない。

2 前項の規定は、法第18条第2項の
規定による通知について準用する。

（工事取りやめの届出）

第14条の2 建築主等は、法第6条第
4項又は法第18条第3項の規定によ
る確認済証の交付を受けた建築物等並
びに許可等を受けた建築物若しくは工
作物の工事を取りやめたときは、交付
された確認済証又は許可等の通知書の
写しを添え、交付者である建築主事又
は市長に工事取りやめ届（様式第10
号）を提出しなければならない。

（手数料の減免）

第15条 四日市市手数料条例（平成1
2年四日市市条例第10号。以下「手
数料条例」という。）第6条の規定に

（申請の取下げの届出）

第14条 確認の申請をした者が、その
申請を取り下げようとするときは建築
主事に、許可、承認又は認定の申請を
した者が、その申請を取り下げようと
するときは市長に、それぞれ取下届（
第9号様式）を提出しなければならない
い。

（工事取りやめの届出）

第14条の2 申請者は、確認を受けた
建築物又は工作物及び許可又は認定を
受けた建築物の工事を取りやめたとき
は、確認を受けた建築物又は工作物に
あつては確認の通知書を添え建築主事
に、許可又は認定を受けた建築物にあ
つては許可又は認定の通知書を添え市
長に、それぞれ工事取りやめ届（様式
第10号）を提出しなければならない
。

（手数料の減免）

第15条 四日市市手数料条例（平成1
2年四日市市条例第10号。以下「手
数料条例」という。）第6条の規定に

より、次に該当する場合においては、四日市市建築基準法等関係手数料条例（平成19年四日市市条例第15号。以下「建築基準法等関係手数料条例」という。）別表第1及び別表第3から別表第5までに規定する申請手数料の額の2分の1の範囲内において当該申請手数料を減額することができる。

2及び3（略）

4 市長は、法第6条第4項又は法第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更が次の各号のいずれかにのみ該当する場合には、手数料条例第6条の規定により建築基準法等関係手数料条例別表第1に規定する手数料を免除することができる。

(1)及び(2)（略）

より、次に該当する場合においては、四日市市建築基準法関係手数料条例（平成19年四日市市条例第15号。以下「建築基準法関係手数料条例」という。）別表第1及び別表第3から別表第5までに規定する申請手数料の額の2分の1の範囲内において当該申請手数料を減額することができる。

2及び3（略）

4 市長は、確認を受けた建築物の計画の変更が次の各号のいずれかにのみ該当する場合には、手数料条例第6条の規定により建築基準法関係手数料条例別表第1に規定する手数料を免除することができる。

(1)及び(2)（略）

第2条 四日市市建築基準法施行細則の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
	<p><u>(建築物の定期報告)</u></p> <p><u>第3条 法第12条第1項の規定により、市長が指定する建築物は、別表第1(い)欄の各項に掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分が同表(ろ)欄の当該各項に掲げる規模又は階のものとする。</u></p> <p><u>2 省令第5条第1項の規定により定める報告の時期は、別表(は)欄の当該</u></p>

(建築物の定期報告)

第3条 省令第5条第1項の規定による報告の時期は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

(1) 政令第16条第1項第1号及び第5号で定める建築物 平成28年を始期として隔年の6月1日から9月30日まで

(2) 政令第16条第1項第2号、第3号及び第4号で定める建築物 平成29年を始期として隔年の6月1日から9月30日まで

2 省令第5条第3項の規定による調査結果表に添付する配置図及び各階平面図は、防火及び避難の概要を明示したものである。

3 省令第5条第4項の規定による規則で定める書類は、付近見取図とする。

4 法第12条第1項の規定による報告書は、報告の日の3箇月以内に調査し、作成したものでなければならない。

各項に掲げるとおりとする。

3 省令第5条第3項の規定による調査結果表に添付する配置図及び各階平面図は、防火及び避難の概要を明示したものである。

4 法第12条第1項の規定による報告書は、報告の日の3箇月以内に調査し、作成したものでなければならない。

(建築設備等の定期報告)

第4条 法第12条第3項の規定により指定する特定建築設備等は、政令第16条第1項各号で定める建築物に設置された建築設備（昇降機を除く。）で、次の各号に掲げるものとする。

(1) 法第35条又は法第36条の規定により設けた排煙設備（排煙機又は送風機を設けたものに限る。）

(2) 法第35条の規定により設けた非常用の照明装置（予備電源を照明器具に内蔵したものを除く。）

2 省令第6条第1項の規定による報告の時期は、毎年、次の各号に掲げる建築設備等の区分に応じ、当該各号に定

(建築設備等の指定及び定期報告)

第4条 法第12条第3項の規定により、市長が指定する昇降機及び工作物は、次の各号に掲げるものとする。（ただし、一戸建て等の個人住宅に設置された昇降機を除く。）

(1) エレベーター（一般交通の用に供されるもの及び労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第1号から第5号までに掲げる事業の用に供される建築物の作業場の部分において、専ら生産過程の一部として原材料、製品等の運搬の用途に供されるもの又は専ら搬送過程の一部として貨物等の運搬の用途に供されるもの（専ら生産又は搬入の作業に従事する者が運搬のため乗り込むものを含む。）で積載荷重が1トン以上のものを除く。）

(2) エスカレーター（一般交通の用に供されるものを除く。）

(3) ウォーターシユート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設

(4) メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの

2 省令第6条第1項の規定により定める報告の時期は、毎年当該昇降機及び工作物の設置者又は築造主が法第7条

める時期とする。

(1) 政令第16条第3項第1号で定め
る昇降機 当該昇降機の設置者が法
第7条第5項又は法第7条の2第5
項（法第87条の2において準用す
る場合を含む。）の規定による検査
済証の交付を受けた日の属する月に
応当する月の初日から末日まで

(2) 政令第16条第3項第2号で定め
る防火設備 該当年の6月1日から
9月30日まで

(3) 前項に定める建築設備 該当年の
6月1日から9月30日まで

3 省令第6条第4項の規定により規則
で定める書類は、各階平面図とし、建
築設備の位置を明示したものとする。
ただし、前項第1号については、この
限りでない。

4 法第12条第3項の規定による報告
書は、報告の日の3箇月以内に検査し
、作成したものでなければならない。

第5項又は法第7条の2第5項（法第
87条の2又は法第88条第1項にお
いて準用する場合を含む。）の規定に
よる検査済証の交付を受けた日の属す
る月に応当する月の初日から末日まで
とする。

第4条の2 法第12条第3項の規定に
より、市長が指定する建築設備（昇降
機を除く。）は、別表（い）欄の各項
に掲げる用途に供するもので、その用
途に供する部分が同表（に）欄の当該

各項に掲げる規模又は階に該当する建築物に法第28条第2項ただし書又は同条第3項の規定により設けた換気設備（自然換気設備及び共同住宅を併用する場合における住戸内の換気設備を除く。）、法第35条の規定により設けた排煙設備（自然排煙設備を除く。）及び非常用の照明装置とする。

2 省令第6条第1項の規定により定める報告の時期は、別表（ほ）欄の当該各項に掲げるとおりとする。

3 省令第6条第4項の規定により規則で定める書類は、各階平面図とし、建築設備の位置を明示したものとする。

4 法第12条第3項の規定による報告書は、報告の日の3箇月以内に検査し、作成したものでなければならない。

（工作物の定期報告）

第4条の2 政令第138条の3で定める昇降機等における省令第6条の2の2第1項の規定による報告の時期は、毎年、当該昇降機等の築造主が法第7条第5項又は法第7条の2第5項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日の属する月に応ずる月の初日から末日までとする。

（定期報告に関する書類の保存期間）

第4条の3 省令第6条の3第5項第2号の規定により市長が定める同条第2

（定期報告に関する書類の保存期間）

第4条の3 省令第6条の3第5項第2号の規定により市長が定める同条第2

項第7号から第9号までの書類の保存期間は、報告の日の属する年度の翌年度4月1日から起算して5年間とする。

項第7号及び第8号の書類の保存期間は、報告の日の属する年度の翌年度4月1日から起算して5年間とする。

改正後

(なし)

改正前

別表（第3条関係）

	(い) 用途	建築物		建築設備	
		(ろ) (い) 欄の用途に供する部分の床面積又は階	(は) 報告時期	(に) (い) 欄の用途に供する部分の床面積又は階	(ほ) 報告時期
(1)	劇場、映画館又は演芸場	床面積の合計が200m ² 以上のもの、地階若しくは3階以上の階で床面積の合計が100m ² 以上のもの又は主階が1階にないもの	昭和62年を始期とし毎年6月1日から12月20日まで	床面積の合計が500m ² 以上のもの、地階若しくは3階以上の階で床面積の合計が100m ² 以上のもの又は主階が1階にないもの	昭和62年を始期とし毎年6月1日から12月20日まで
(2)	観覧場（屋外観覧場を除く。）	客席の床面積が200m ² 以上の居室		客席の床面積が200m ² 以上の居室	

	<u>公会堂又は 集会場</u>	<u>を有するも の又は地階 若しくは3 階以上の階 で床面積の 合計が10 0m²以上の もの</u>	<u>を有するも ので床面積 の合計が5 00m²以上 のもの又は 地階若しく は3階以上 の階で床面 積の合計が 100m²以 上のもの</u>
<u>(3)</u>	<u>旅館又はホ テル</u>	<u>床面積の合 計が300m² 以上のもの 又は地階若 しくは3階 以上の階で 床面積の合 計が100m² 以上のもの</u>	<u>床面積の合 計が500m² 以上のもの 又は地階若 しくは3階 以上の階で 床面積の合 計が100m² 以上のもの</u>
<u>(4)</u>	<u>百貨店、マ ーケット、 展示場、キ ャバレー、 カフェー、 ナイトクラ ブ、バー、 ダンスホー ル、遊技場 、公衆浴場 、待合、料</u>	<u>床面積の合 計が500m² 以上のもの 又は地階若 しくは3階 以上の階で 床面積の合 計が100m² 以上のもの</u>	<u>床面積の合 計が500m² 以上のもの 又は地階若 しくは3階 以上の階で 床面積の合 計が100m² 以上のもの</u>

	<u>理店、飲食</u> <u>店又は物品</u> <u>販売業を営</u> <u>む店舗（床</u> <u>面積が10</u> <u>m²以内のも</u> <u>のを除く。</u> <u>）</u>				
(5)	<u>病院、診療</u> <u>所（患者の</u> <u>収容施設が</u> <u>あるものに</u> <u>限る。）又</u> <u>は政令第1</u> <u>9条第1項</u> <u>第1号に規</u> <u>定する児童</u> <u>福祉施設等</u>	<u>床面積の合</u> <u>計が300m</u> <u>²以上のもの</u> <u>又は地階若</u> <u>しくは3階</u> <u>以上の階で</u> <u>床面積の合</u> <u>計が100m</u> <u>²以上のもの</u>	<u>昭和62年</u> <u>を始期とし</u> <u>2年ごとの</u> <u>6月1日か</u> <u>ら12月2</u> <u>0日まで</u>	<u>床面積の合</u> <u>計が500m</u> <u>²以上のもの</u> <u>又は地階若</u> <u>しくは3階</u> <u>以上の階で</u> <u>床面積の合</u> <u>計が100m</u> <u>²以上のもの</u>	
(6)	<u>事務所その</u> <u>他これに類</u> <u>するもの</u>	<u>地階又は3</u> <u>階以上の階</u> <u>で床面積の</u> <u>合計が10</u> <u>0m²以上の</u> <u>もの（階数</u> <u>が5以上の</u> <u>建築物で延</u> <u>べ面積が1</u> <u>000m²を</u> <u>超えるもの</u> <u>に限る。）</u>		<u>地階又は3</u> <u>階以上の階</u> <u>で床面積の</u> <u>合計が10</u> <u>0m²以上の</u> <u>もの（階数</u> <u>が5以上の</u> <u>建築物で延</u> <u>べ面積が1</u> <u>000m²を</u> <u>超えるもの</u> <u>に限る。）</u>	
(7)	<u>下宿、共同</u>	<u>6階以上の</u>	<u>平成8年を</u>	<u>6階以上の</u>	<u>平成8年を</u>

住宅又は寄 宿舎	階	始期とし3 年ごとの6 月1日から 12月20 日まで	階	始期とし毎 年6月1日 から12月 20日まで
-------------	---	---	---	----------------------------------

(注) この表の (い) 欄において (1) 項から (5) 項までの複数の用途に供する建築物にあっては、それぞれの用途に供する部分の床面積の合計をもって、その主要な用途に供する部分の床面積の合計とする。

第8号様式 (その1) を次のように改める。

第8号様式（その1）（第13条関係）

申請書記載事項変更届

建築主事	年 月 日
申請者	住 所 氏 名
印	
下記に係る工事は、別記理由により申請書記載事項を変更したので届け出ます。	
確認済証交付 年月日、番号	年 月 日 第 号
敷地の地名地番	
主 要 用 途	工 事 種 別
1 建築主等の住所氏名	新 旧
2 代理者の住所氏名 事務所名	新 旧
3 工事監理者の住所氏名 事務所名	新 旧
4 工事施工者の住所氏名 営業所名	新 旧
5 そ の 他	新 旧
変更理由	
※ 受 付 欄	※ 備 考

（注意）※印欄は、記入しないでください。

第8号様式（その2）の次に次の1様式を加える。

第8号様式（その3）（第13条関係）

許可等申請書記載事項変更届

四日市市長	年 月 日
申請者	住 所 氏 名
印	
下記に係る工事は、別記理由により許可等の申請書の記載事項を変更したので届け出ます。	
許可等年月日、番号	年 月 日 第 号 （根拠条文： ）
敷地の地名地番	
主 要 用 途	工 事 種 別
1 建築主又は 築造主の 住所氏名	新 旧
2 代理者の 住所氏名 事務所名	新 旧
3 そ の 他	新 旧
変更理由	
※ 受 付 欄	※ 備 考

（注意）※印欄は、記入しないでください。

第9号様式及び第10号様式を次のように改める。

第9号様式（第14条関係）

取 下 届

四日市市長 建築主事	年 月 日
申請者	住 所 氏 名
年 月 日提出した	申請書を取り下げたいので届け出ます。
1 建築主等の 住所氏名	
2 代理者の 住所氏名 事務所	
3 敷地の地名地番	
4 主要用途	
5 取り下げの理由	
※ 受 付 欄	※ 備 考

(注意) ※印欄は、記入しないでください。

第10号様式（第14条の2関係）

工 事 取 り や め 届

四日市市長 建築主事		年 月 日		
申請者		住 所 氏 名	印	
次に係る工事は取りやめたので届け出ます。				
1	確認済証交付 年月日、許可 等年月日、番 号	年 月 日	号	
		年 月 日	号	
		年 月 日	号	
2	工事取りやめ 年月日	年 月 日		
3	敷 地 の 地 名 地 番			
4	主 要 用 途			
5 届 出 内 容	イ 用 途	ロ 工事種別	ハ 建 築 面 積	ニ 延 べ 面 積
			m ²	m ²
6	工事取りやめ の理由			
※ 受 付 欄		※ 備 考		

(注意) ※印欄は、記入しないでください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 政令第16条第3項第1号で定める小荷物専用昇降機（以下「小荷物専用昇降機」という。）であって、平成28年6月1日において現に存するものの報告については、第4条第2項第1号中「当該昇降機の設置者が法第7条第5項又は法第7条の2第5項（法第87条の2において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた」とあるのは、「この規則の改正後最初に行った法第12条第3項の規定による報告の」と読み替えるものとする。
- 3 小荷物専用昇降機における報告で、平成28年6月1日から平成31年5月31日までに行われたものは、規則第4条第2項第1号に掲げる期間内に行われた報告とみなす。
- 4 政令第16条第3項第2号で定める防火設備における報告で、平成28年6月1日から平成30年9月30日までに行われたものは、規則第4条第2項第3号に掲げる期間内に行なわれた報告とみなす。

(都市整備部建築指導課)